

告 示

埼玉県選管告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、行田市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和七年十月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
二和田地区農村センター	埼玉県行田市大字和田二百八十番一	第二和田区自治会代表者	六十人